

## 立川ターミナルサイン管理規程(案)

## (目的)

第1条 この規程は、立川ターミナルサイン整備計画に基づき整備した案内サイン・ナンバリングサイン・エレベーターサイン(以下「案内サイン等」という)について、適切な運用と維持管理を行うとともに、もって利用者の益に資するため定めることを目的とする。

## (対象)

第2条 本規程の対象となる案内サイン等は、別紙のとおりとする。

## (管理者)

第3条 案内サイン等の管理者は、原則として、当該サインの設置者とし、別紙のとおりとする。

## (著作権の帰属)

第4条 案内サイン等に係る著作権は、立川市交通結節推進協議会(以下「協議会」という)に帰属する。

## (運用、管理等)

第5条 案内サイン等の更新(掲載情報の更新を含む。)及び維持管理に係る費用は、各管理者の負担とする。ただし、バスのりばに関する案内板及び貼付式サイン(以下「バス案内板等」という)については、別途「立川駅周辺バス案内板等運用及び管理に係る協定書」によるものとする。

## (情報の更新)

第6条 バス案内板等を除く案内サイン等の掲載情報については、協議会事務局が適宜見直しを行い、必要な場合は各管理者に更新を依頼するものとする。ただし、周辺状況に大きな変更があり掲載情報を更新しないことにより利用者に混乱をきたす場合には、これによらず各管理者が更新を行うものとする。

2 各管理者は、前項ただし書の規定により更新を行う場合は、協議会事務局に報告するものとし、他の案内サイン等に影響のある場合は、他の管理者に更新を依頼するものとする。この場合において、更新に伴う費用は各管理者が負担するものとする。

3 協議会参加の各団体は、掲載情報について協議会事務局を通して各管理者と情報を共有し、適切な情報の提供に努めるものとする。

## (復旧等)

第7条 案内サイン等の破損又は汚損等を発見したときは、各管理者が速やかに復旧を行うものとする。

2 復旧に要する費用は原則として各管理者が負担する。

## (損害の補償)

第8条 各管理者は案内サイン等の維持管理の不備等により、第三者に損害を与えたときは、それぞれの責任において補償等の適切な措置をとるものとする。

(処分の制限)

第9条 各管理者は、協議会を通して「東京都利用者本位のターミナル実現に向けた事業費補助金」を受けて設置した案内サイン等について、その処分については「東京都利用者本位のターミナル実現に向けた事業費補助金交付要綱(平成 28 年 11 月 18 日 28 都市基交第 264 号)」第 26 条に準ずるものとし、処分の時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の補助金は原則として返還するものとする。

(その他)

第 10 条 本規程に記載のない事項については、別途各管理者と協議会が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年 10 月 11 日から施行する。